

2012年2月10日

### 1、特別措置法について

ダムなど大型公共事業の中止に伴う地元の生活再建を支援する特別措置法について、貴職は、昨年12月22日の会見で、川辺川ダムの水没予定地を抱える五木村をモデルに法案を策定し、通常国会に提出する方針を明らかにしました。

これまでダム建設絶対推進という国策の中で、全国各地で多くのダム建設が進められてきました。そして水没予定地の住民・自治体は、それぞれの条件の中で翻弄されてきました。

本来ダム建設などの公共事業は、そこに住む住民の要求に基づいて進められなければなりません。逆に流域住民が望まないダム建設は、中止されるべきであり、中止後の水没予定地及び地域の生活再建は、国が責任を持って行うべきです。そのためにも全国に通用する特別措置法の制定が求められています。

よって以下の点を要請します。

①ダムなど大型公共事業の中止に伴う地元の生活再建を支援する特別措置法の制定にあたっては、国営、県営、電源開発などを問わず、全国で適用できる法律にすること。

### 2、ダムによらない球磨川・川辺川の治水対策について

球磨川・川辺川の「ダムによらない治水を検討する場」は、9回開催され、その後幹事会が2回開催されています。

こうした協議をふまえて、以下の点について要請します。

①「検討する場」の協議にもとづく成案を反映した「河川整備計画」を早急に策定すること。

②ダムによらない治水対策の予算を大幅に増額し、「直ちに実施する対策」については、地元の意向も踏まえながら、早急な実現をはかること。

### 3、白川の河川整備—特に緊急対策特定区間（八城橋～龍神橋）の整備について

① 白川の河川整備のなかで「緊急対策特定区間（八城橋～龍神橋）」についての整備を急ぐこと。

② 城東地区（右岸、代継橋～大甲橋区間）については、熊本市の中心市街地に面する区間であり、計画を前倒しし早急に整備すること。